

見守り・生前事務委任・任意後見・死後事務委任契約等の重要事項説明書

(西暦) 年 月 日

様

見守り・生前事務委任・任意後見・死後事務委任契約等に関して、次のとおり説明します。この内容は重要ですから、十分理解されるようお願い致します。

一般社団法人シリウス 代表理事 本宮 雅之 法人印

説明者 印

1. 契約の内訳 (4種類) (注) C、Dを含む契約 は公正証書で作 成します。	第1段階 (A) : 見守り契約	あなたが認知症等により判断能力が低下することを察知するため連絡を取り合ったり、気軽に相談が出来るようにする契約です。	確認欄
	第2段階 (B) : 生前事務の委任契約	あなたの判断能力に問題はないが、入院等の事情により、あなたへの支援が必要になった時のために行う事務の代理権を付与する契約です（あなたの希望により開始します）。	確認欄
	第3段階 (C) : 任意後見契約	認知症等により、あなたの判断能力が低下し、家庭裁判所に任意後見監督人を選任してもらったときからスタートする、あなたの生活・療養看護・財産管理に関する事務の代理権を付与する契約です。	確認欄
	第4段階 (D) : 死後事務の委任契約	あなたが亡くなった時に、葬儀や身辺整理に関する事務を行う代理権を付与する契約です。	確認欄
	※B 生前事務、C 任意後見、D 死後事務の具体的な内容は、別紙「代理権目録（委任事務一覧）」をご確認ください。		確認欄
2. 契約の解除	いったん契約した後でも、自由に解除することが出来ます。 但し、C、Dを含む公正証書で作成した契約は、公証人の認証を受ける必要があります。		
3. 報酬等	① 契約書作成に至るまでの報酬等	・戸籍謄本等取り寄せの手数料、実費、相談料、日当（必要に応じて、時間単価 6600円（消費税込）を基準に計算） ⇒※こちらの報酬・実費は、契約に至らなくても発生します。予めご了承ください。	確認欄
	② 契約書起案の報酬等	・C、Dを含む公正証書の起案報酬 66,000円（消費税込） ※別途、公証役場の手数料がかかります。	確認欄

(3のつづき)	③ A～C それぞれの定額報酬（月額） (注) 管理する財産額に応じて決まります。	A 見守り契約（消費税込） 8,800円 B 生前事務の委任契約及びC 任意後見契約（いずれも消費税込） 管理財産額 500万円未満 22,000円 管理財産額 500万～1000万円 33,000円 管理財産額 1000万～5000万円 44,000円 管理財産額 5000万円以上 55,000円	確認欄
	④ 定額以外の報酬	あなたや任意後見監督人と協議のうえ決定します。	確認欄
	⑤ 任意後見監督人報酬	任意後見契約の場合⇒家庭裁判所が任意後見監督人の申立てにより決定します。	確認欄
	⑥ D 死後事務の預託金について	金 100万円（内訳：報酬分 60万円、費用分 40万円） 〔特約事項：〕	確認欄
	⑦ 各種必要経費	上記①～⑥に必要な経費や交通費等は実費精算となります。	確認欄
	4. その他	監督について ・あなたの判断能力が低下してCの任意後見が必要になった場合、家庭裁判所が任意後見監督人を選任します。 ・公正証書で作成した任意後見契約書に基づき、任意後見監督人に対して定期的に財産の状況を報告し監督を受けます。	確認欄
	ライフプラン	事務を行う場合は、あなたからお聞きしたライフプランを尊重して業務を行います。 但し、あなたの利益を損なう怖れのある場合は、任意後見監督人と相談して業務を行います。	確認欄
代理権の範囲について	別紙「代理権目録（委任事務一覧）」記載のとおりです。		確認欄
守秘義務について	事務に関して知り得たあなたの秘密は、正当な理由なくして、第三者に漏らすことは致しません。		確認欄

この重要事項説明書を受領し、この書面に基づく説明を受けました。

(西暦) 年 月 日

住 所

氏 名

印